

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
1-3	3~4	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>基本的人権の尊重</u> ○<u>国民の権利利益の迅速な救済</u> ○<u>情報の伝達と共有化の確保</u> ○<u>国民保護措置実施体制の確立及び連携</u> ○<u>県民の自助・共助</u> ○<u>指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障</u> ○<u>災害時要援護者の保護</u> ○<u>国際人道法の的確な実施の確保</u> ○<u>国民保護措置に従事する者等の安全の確保</u> ○<u>準備体制の充実</u> 	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>国民保護措置実施体制の確立及び連携</u> ○<u>準備体制の充実</u> ○<u>情報の伝達と共有化の確保</u> ○<u>災害時要援護者の保護</u> ○<u>県民の自助・共助</u> ○<u>基本的人権の尊重</u> ○<u>指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障</u> ○<u>国民の権利利益の迅速な救済</u> ○<u>国際人道法の的確な実施の確保</u> ○<u>国民保護措置に従事する者等の安全の確保</u> 	<p>それぞれの項目を国の基本指針の記述順序との整合</p> <p>特に本計画の根幹的な事項である基本的人権の尊重を第1番目に記述</p>
1-4-1	5	<p>第4章 埼玉県の場合</p> <p>第1節 地理的特性</p> <p>～(略)～</p> <p><u>主要な河川は荒川と利根川であり、特に荒川は秩父山系を源として、本県の平野部の中央を流れており、避難や救護など国民保護措置実施に当たって大きな影響を与えている。</u></p>	<p>第4章 埼玉県の場合</p> <p>第1節 地理的特性</p> <p>～(略)～</p>	<p>避難や救援など実施に影響がある河川について記述を追加</p>

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
1-4-2	5～7	<p>第2節 社会的特性</p> <p><u>1 人口</u></p> <p><u>(1)人口動向等</u></p> <p>本県の人口は、昭和30年代後半から急増し、昭和35年の243万人が昭和45年には387万人となり、昭和52年2月には500万人を、昭和62年5月には600万人を超えた。その後上昇率は鈍化したが、平成14年8月に推計人口ではついに700万人を超えた。平成21年4月1日現在の推計人口は約715万人である。</p> <p>そのうち国道16号以南の市町の人口が500万人近くに達するなど、<u>県南・県央・県西・県東部に人口が集中している。</u></p> <p><u>(2)昼夜間人口比率</u></p> <p>本県の昼夜間人口比率は、平成17年国勢調査によると87.5%となり全国で最も低い。</p> <p>また、本県からの他都県への通勤・通学者数は1,134,481人で、そのうち東京都への通勤・通学者は1,011,039人(89.1%)で、神奈川県に次いで全国第2位である。昼間は東京に～。</p> <p><u>2 公共交通</u></p> <p>本県は、南北方向に向う鉄道網が発達しており～。</p> <p>バス輸送に関しては、県内には27の乗合バス事業者があり、1,454系統のバス網が構成されている。(平成19年度末)</p> <p>人口の増加に伴い～。このため、テロ等により特に列車やターミナル駅が爆破等された場合には、人命に甚大な被害が生じることが懸念されるため、安全確保に特に配慮していく必要がある。</p> <p><u>3 道路</u></p> <p>本県の道路は南北方向に～。(略)</p> <p><u>4 基地</u></p> <p>県内には、陸上自衛隊の朝霞駐屯地～。(略)</p> <p><u>5 生活関連施設</u></p> <p>本県には原子力発電所は所在しないものの、～。(略)</p> <p>消防法上の危険物質を取扱う施設は約15,800か所、毒劇物取扱施設数は約3,200か所あり、いずれも県内全域に所在している。(平成20年度末)</p>	<p>第2節 社会的特性</p> <p>本県の昼夜間人口比率は、平成12年国勢調査によると86.4%となり、全国で最も低い。</p> <p>また、本県からの他都県への通勤・通学者数は1,184,953人でそのうち東京都への通勤・通学者は1,065,257人(89.9%)で、全国一である。昼間は東京に～。</p> <p>また、<u>交通機関に関しては、本県は南北方向に向かう鉄道網が発達しており～。</u></p> <p>また、<u>バス輸送に関しては、県内には20の乗合バス事業者(平成17年4月1日現在)があり、1,197系統(平成15年度末)のバス網が構成されている。</u></p> <p>人口の増加に伴い～。このため、テロ等により列車やターミナル駅が爆破等された場合には、甚大な被害が発生することが懸念されるため、安全確保に特に配慮していく必要がある。</p> <p>また、<u>道路については南北方向に、～。(略)</u></p> <p>また、<u>県内には、陸上自衛隊の朝霞駐屯地～。(略)</u></p> <p>また、<u>本県には原子力発電所は所在しないものの、～。(略)</u></p> <p>消防法上の危険物質を取扱う施設は約17,500か所、毒劇物取扱施設数は約3,400か所あり、いずれも県内全域に所在している。(平成16年度末)</p> <p>こうした施設が～。</p>	<p>1 わかりやすくするため、箇条書きに文章スタイルを変更</p> <p>新たに「(1)人口動向等」を追加し、データを時点修正</p> <p>2 「公共交通」の項に県民コメントにより「特に」を加え、「人命に甚大な被害が生じる」に変更</p>

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
1-5-1	12	<p>第5章 国民保護の実施体制 第1節 国・県・市町村等の責務</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p>	<p>第5章 国民保護の実施体制 第1節 国・県・市町村等の責務</p>	<p>8ページから11ページまでの記述の理解を容易にするため、消防庁作成の「武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み」図を新規に添付</p>
1-5-6	14～17	<p>第6節 武力攻撃等の態様と留意点 1 武力攻撃事態の特徴と留意点 <u>(1) 着上陸侵攻の場合</u> <u>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</u> <u>(3) 弾道ミサイル攻撃の場合</u> <u>(4) 航空攻撃の場合</u></p>	<p>第6節 武力攻撃等の態様と留意点 1 武力攻撃事態の特徴と留意点 <u>(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</u> <u>(2) 弾道ミサイル攻撃の場合</u> <u>(3) 航空攻撃の場合</u> <u>(4) 着上陸侵攻の場合</u></p>	<p>国の基本指針の記述順序との整合</p>

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
2-1	19～20	<p>第2編 平時における準備編</p> <p><u>第1章 情報収集、伝達体制の構築</u></p> <p><u>第1節 通信の確保</u></p> <p>住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。</p> <p>しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。このため、県は、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会と連携する等非常通信体制の整備を進め、国、市町村等関係機関の情報伝達体制を強化していくこととする。</p> <p>また、市町村は、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備</u></p> <p><u>1 県における準備</u></p> <p>県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。また、市町村に対し、被災情報の報告を行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに県に報告するよう周知する。</p> <p><u>2 市町村における準備</u></p> <p>市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p><u>第1章 情報伝達体制の構築</u></p> <p>住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。</p> <p>しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。このため、県は、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会と連携する等非常通信体制の整備を進め、国、市町村等関係機関の情報伝達体制を強化していくこととする。</p> <p>また、市町村は、<u>防災行政無線の整備に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>1 情報伝達の手段として今後整備が進むと予想されるJ-ALERTや県内全市町村で運用されているEm-Netについて新規に記述し、「第1節 通信の確保」を設けた</p> <p>2 「第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備」については、平時においても体制の整備等、事前準備が必要なため、新設</p>

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
		<p>第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 <u>県及び市町村は収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。</u></p> <p>1 県における準備 <u>(1) 県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者をあらかじめ定めるとともに、市町村の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)を把握する。</u> <u>(2) 県は、安否情報の収集について、協力を求める可能性がある県の管理する病院、学校、施設等の所在及び連絡先について、あらかじめ把握する。</u> <u>また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知する。</u></p> <p>2 市町村における準備 <u>(1) 市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。</u> <u>(2) 市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報(所在、連絡先等)について、あらかじめ把握する。</u></p>		<p>3 「第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備については、避難場所や医療機関などに関する基礎情報の把握や安否情報システムへの習熟など平時においても事前準備が必要なため、新設</p>
2-2-1	21	<p>第2章 迅速な初動体制の確保 第1節 県の体制整備 2 職員配備計画の作成 <u>県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部(以下「<u>県対策本部</u>」という。)の部長、～</u></p>	<p>第2章 迅速な初動体制の確保 第1節 県の体制整備 2 職員配備計画の作成 <u>県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部(以下「<u>県国民保護対策本部等</u>」という。)の部長、～</u></p>	<p>表現を簡略化してわかり易くした</p>
2-3		<p>削除 (以降各章繰り上げ)</p>	<p>第3章 総合防災センター(仮称)整備の検討 <u>武力攻撃事態等において、基本方針の決定や国民保護措置に関する指示等を行うため、中枢施設として機能する、「<u>埼玉県総合防災センター(仮称)</u>」の整備について、検討する。</u></p>	<p>「危機管理防災センター(仮称)」を旧武道館跡地に平成23年にオープンに向け整備することが決定したため削除</p>

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
2-4-2	26～27	<p>第4章 避難の指示</p> <p>第2節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成</p> <p>(2)弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>① 着弾前</p> <p>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p>攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛り込むものとする。</p> <p>ア 屋外にいる場合 (以降現行どおり)</p> <p>② 着弾後</p> <p>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出るとは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。</p> <p>ア 核兵器の場合 (ア)核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。 ・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に脱出しない。 (略)</p> <p>(イ)放射性降下物の～ (以降順次繰り上げ)</p>	<p>第5章 避難の指示</p> <p>第2節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成</p> <p>(2)弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用したミサイル攻撃からの避難の4パターンについて作成するものとする。避難実施要領に盛り込む内容は、以下のとおりとする。</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合</p> <p>ア 屋外にいる場合 イ 屋内にいる場合 ウ 乗り物の中にいた場合</p> <p>② NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合</p> <p>ア 核兵器の場合 (ア)核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。 (イ)核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。 ・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。 (略)</p> <p>(ウ)放射性降下物の～</p>	<p>国の基本指針との記述の整合をとり着弾の前後に形式を変更</p>
2-5-3	40～41	<p>第5章 緊急物資の備蓄等</p> <p>第3節 県が管理する施設及び設備の整備等</p> <p>1 施設及び設備の整備等</p> <p>県は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、～。</p> <p>また県は、その管理する上下水道、工業用水道のライフライン施設について、～。</p>	<p>第6章 緊急物資の備蓄等</p> <p>第3節 県が管理する施設及び設備の整備等</p> <p>1 施設及び設備の整備等</p> <p>県は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、～。</p> <p>また県は、その管理する上下水道、工業用水道、電気等のライフライン施設について、～。</p>	<p>県は発電事業から撤退</p>

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
2-7-4	49	第7章 医療体制の整備 第4節 傷病者搬送体制の整備 4 広域搬送体制の整備 (2)ヘリコプター搬送体制の整備 県は、 <u>県防災ヘリコプターや救急医療用ヘリコプター</u> による～。	第8章 医療体制の整備 第4節 傷病者搬送体制の整備 4 広域搬送体制の整備 (2)ヘリコプター搬送体制の整備 県は、 <u>県防災ヘリコプター</u> による～。	救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を追加
2-11-1	55	第11章 訓練の実施等 第1節 県・市町村の訓練 1 県の訓練 (1) <u>実動訓練</u> 県は、市町村とともに、～ <u>合同で実動訓練</u> を実施するものとする。(略)	第12章 訓練の実施等 第1節 県・市町村の訓練 1 <u>合同訓練の実施</u> (1) <u>実地訓練の実施</u> 県は、市町村とともに、～ <u>合同で実地訓練</u> を実施するものとする。(略)	1 実態にあわせ、県の訓練の中に市町村との合同訓練を含めた 2 国の訓練区分の呼称と整合
	56	2 市町村の訓練 (1) <u>実動訓練</u>	2 市町村の訓練 (1) <u>実地訓練</u>	国の訓練区分の呼称と整合
3	60	第3編 武力攻撃事態等対処編 (略) また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するために策定した「 <u>国民保護実施マニュアル</u> 」を <u>随時改定</u> することとする。	第3編 武力攻撃事態対処編 (略) また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、 <u>県は具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を策定</u> することとする。	マニュアルは平成18年10月に策定済みのため文章を改め、改定を随時行うことを新規に記述
3-1-1	61	第1章 実施体制の確保 第1節 全庁的な体制の整備 2 県対策本部の設置と職員の配備 (略) 《非常参集場所》 ① 県庁舎 ② <u>現地対策本部又は支部を設置する事務所</u> ③ <u>その他県の地域機関</u>	第1章 実施体制の確保 第1節 全庁的な体制の整備 2 <u>国民保護対策本部等の設置と職員の配備</u> (略) 《非常参集場所》 ① 県庁舎 ② <u>現地対策本部が設置される事務所</u> ③ <u>県内の市役所及び町村役場</u>	県地域防災計画と整合

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
3-1-2	62～63	<p>第2節 県対策本部の組織等</p> <p>1 県対策本部の組織及び担当業務</p> <p>(4)現地対策本部の設置 <u>県対策本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置することができる。</u> <u>① 現地対策本部の名称、設置場所及び担当区域は別表2のとおりとする。ただし、県対策本部長は必要に応じて設置場所を変更することができる。現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員を置き、それぞれ別表3に掲げる職にあるものをもって充てる。</u> <u>② 現地対策本部に現地対策本部連絡員を置き、現地対策本部長が指定する。</u> <u>現地対策本部連絡員は現地対策本部長の指示を受け、県対策本部、当該現地対策本部担当区域内市町村及び地域機関との連絡調整に当たるものとする。</u> <u>③ 現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。</u> <u>ア 担当区域内の市町村及び地域機関の武力攻撃災害情報の収集及び県対策本部長への報告</u> <u>イ 関係機関との連絡調整</u> <u>ウ 担当区域内の国民保護措置の把握</u> <u>エ 防災基地の開設</u> <u>オ 市町村国民保護措置の支援</u> <u>カ その他県対策本部長の指示に基づく事項</u></p> <p>(5)支部の設置 <u>県対策本部に、国民保護措置を効果的に実施するため、支部を設置する。</u> <u>① 支部の名称、設置場所、担当区域は別表2のとおりとする。支部に、支部長、副支部長及び支部付を置き、それぞれ別表4に掲げる者を持って充てる。</u> <u>② 支部は主に以下の業務を所掌する。</u> <u>ア 担当区域内の市町村及び地域機関の被害情報の収集及び県対策本部長への連絡</u> <u>イ 防災基地の開設</u> <u>ウ その他県対策本部長の指示に基づく事項</u></p>	<p>第2節 県国民保護対策本部の組織等</p> <p>1 国民保護対策本部等の組織及び担当業務</p> <p>(4)現地対策本部の設置 <u>本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。</u> <u>① 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。</u> <u>② 指定された現地対策本部職員は、市町村対策本部に入り、現地対策本部との連絡調整を行うものとする。</u> <u>③ 現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。</u> <u>ア 市町村対策本部との連絡調整</u> <u>イ 避難に関すること</u> <u>(ア)避難路の調整</u> <u>(イ)市町村が実施する避難誘導への協力</u> <u>ウ 救援に関すること</u> <u>(ア)避難所での救援</u> <u>(イ)物資集積地における応援物資の仕分け</u> <u>(ウ)物資集積地から避難所までの運送路の調整及び運送</u> <u>(エ)被災者の捜索及び救助</u> <u>エ 道路等必要な応急復旧対策の実施</u> <u>オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集</u> <u>カ ボランティアとの連携に関すること</u> <u>キ その他国民保護措置に必要な事務</u></p> <p>(5)本部の担当業務について <u>本部の担当業務は、別表のとおりとする。</u></p>	<p>1 県地域防災計画と整合</p> <p>2 災害対策本部と同様に各地域振興センター及び浦和県税事務所に支部を設置することとした</p>

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由																																																																																																												
3-1-2	64	<p data-bbox="372 148 639 180"><県対策本部の組織図></p> <div data-bbox="435 198 1205 462"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本 部 会 議</td> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理防災部長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、各部長、会計管理者、教育局教育総務部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="435 503 1192 861"> <table border="1"> <tr> <th colspan="14">部</th> <th>部</th> </tr> <tr> <td>応援部</td> <td>議会部</td> <td>文教部</td> <td>輸送部</td> <td>住宅対策部</td> <td>応急復旧部</td> <td>医療救急部</td> <td>救援福祉部</td> <td>環境対策部</td> <td>物資部</td> <td>給水部</td> <td>食料部</td> <td>県民安全部</td> <td>総務部</td> <td>渉外財政部</td> <td>総括部</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>人事委員会事務局長</td> <td>議会事務局長</td> <td>教育局教育総務部長</td> <td>会計管理者</td> <td>都市整備部長</td> <td>県土整備部長</td> <td>保健医療部長</td> <td>福祉部長</td> <td>環境部長</td> <td>産業労働部長</td> <td>企業局長</td> <td>農林部長</td> <td>県民生活部長</td> <td>総務部長</td> <td>企画財政部長</td> <td>危機管理防災部長</td> <td>部長</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="435 942 682 1062"> <p>現地对策本部</p> <p>支部</p> </div> <p data-bbox="384 1121 448 1154">削除</p>	本 部 会 議	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理防災部長	本部員	公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、各部長、会計管理者、教育局教育総務部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長	部														部	応援部	議会部	文教部	輸送部	住宅対策部	応急復旧部	医療救急部	救援福祉部	環境対策部	物資部	給水部	食料部	県民安全部	総務部	渉外財政部	総括部	部	人事委員会事務局長	議会事務局長	教育局教育総務部長	会計管理者	都市整備部長	県土整備部長	保健医療部長	福祉部長	環境部長	産業労働部長	企業局長	農林部長	県民生活部長	総務部長	企画財政部長	危機管理防災部長	部長	<p data-bbox="1243 148 1612 180"><県国民保護対策本部の組織図></p> <div data-bbox="1281 198 2002 462"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本 部 会 議</td> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理防災部長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、各部長、会計管理者、教育局教育総務部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="1319 503 2015 897"> <table border="1"> <tr> <th colspan="14">部</th> <th>部</th> </tr> <tr> <td>応援部</td> <td>議会部</td> <td>文教部</td> <td>輸送部</td> <td>住宅対策部</td> <td>応急復旧部</td> <td>医療救急部</td> <td>救援福祉部</td> <td>環境対策部</td> <td>物資部</td> <td>食料部</td> <td>財政部</td> <td>渉外部</td> <td>報道部</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>人事委員会事務局長</td> <td>議会事務局長</td> <td>教育局教育総務部長</td> <td>会計管理者</td> <td>都市整備部長</td> <td>県土整備部長</td> <td>保健医療部長</td> <td>福祉部長</td> <td>環境部長</td> <td>産業労働部長</td> <td>農林部長</td> <td>総務部長</td> <td>総合政策部長</td> <td>知事室長</td> <td>部長</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="1256 763 1302 987" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現地对策本部</div> <p data-bbox="1243 1121 2028 1179">※ 緊急対処事態対策本部には、上記の部の中から、状況に応じて必要な部を設置することとする。</p>	本 部 会 議	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理防災部長	本部員	公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、各部長、会計管理者、教育局教育総務部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長	部														部	応援部	議会部	文教部	輸送部	住宅対策部	応急復旧部	医療救急部	救援福祉部	環境対策部	物資部	食料部	財政部	渉外部	報道部	部	人事委員会事務局長	議会事務局長	教育局教育総務部長	会計管理者	都市整備部長	県土整備部長	保健医療部長	福祉部長	環境部長	産業労働部長	農林部長	総務部長	総合政策部長	知事室長	部長	<p data-bbox="2051 148 2384 180">災害対策本部の体制と整合</p> <p data-bbox="2051 1121 2435 1211">緊急対処事態対策本部も国民保護対策本部と同様にどのような場合も全部を設置することとした</p>
本 部 会 議	本部長	知事																																																																																																														
	副本部長	副知事、危機管理防災部長																																																																																																														
	本部員	公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、各部長、会計管理者、教育局教育総務部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長																																																																																																														
部														部																																																																																																		
応援部	議会部	文教部	輸送部	住宅対策部	応急復旧部	医療救急部	救援福祉部	環境対策部	物資部	給水部	食料部	県民安全部	総務部	渉外財政部	総括部	部																																																																																																
人事委員会事務局長	議会事務局長	教育局教育総務部長	会計管理者	都市整備部長	県土整備部長	保健医療部長	福祉部長	環境部長	産業労働部長	企業局長	農林部長	県民生活部長	総務部長	企画財政部長	危機管理防災部長	部長																																																																																																
本 部 会 議	本部長	知事																																																																																																														
	副本部長	副知事、危機管理防災部長																																																																																																														
	本部員	公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、各部長、会計管理者、教育局教育総務部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長																																																																																																														
部														部																																																																																																		
応援部	議会部	文教部	輸送部	住宅対策部	応急復旧部	医療救急部	救援福祉部	環境対策部	物資部	食料部	財政部	渉外部	報道部	部																																																																																																		
人事委員会事務局長	議会事務局長	教育局教育総務部長	会計管理者	都市整備部長	県土整備部長	保健医療部長	福祉部長	環境部長	産業労働部長	農林部長	総務部長	総合政策部長	知事室長	部長																																																																																																		

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
3-1-2		別表 削除	別表 1 本部直轄事務 <u>(1)国民保護に関する情報の収集に関すること</u> <u>(2)県対策本部の設置、運営に関すること</u> <u>(3)国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること</u> <u>(4)他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること</u> <u>(5)市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること</u> <u>(6)指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること</u> <u>(7)警報の通知に関すること</u> <u>(8)避難の指示に関すること</u> <u>(9)避難経路の決定に関すること</u> <u>(10)緊急通報の発令に関すること</u> <u>(11)退避の指示に関すること</u>	災害対策本部の体制と整合

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由																																																																						
3-1-2	65	別表1 部の組織及び職制	2 部の組織及び職制	災害対策本部の体制と整合																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th>副部長</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括部</td> <td>危機管理防災部長</td> <td>危機管理防災部副部長</td> <td>国民保護に関する情報の収集に関すること 県国民保護対策本部の設置、運営に関すること 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること 部間等の国民保護措置の調整に関すること 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示に関すること 避難経路の決定に関すること 緊急通報の発令に関すること 逃避の指示に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること インターネット等による情報発信に関すること</td> </tr> <tr> <td>渉外財政部</td> <td>企画財政部長</td> <td>企画財政部副部長</td> <td>国への要望に関すること 全国知事会、関東地方知事会等に関すること 国民保護対策予算に関すること 義捐金等の受入に関すること その他渉外財政に関すること</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>総務部副部長</td> <td>職員の健康等に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 私立学校の武力攻撃災害対策に関すること 庁舎の維持管理に関すること 県有施設の応急復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>県民安全部</td> <td>県民生活部長</td> <td>県民生活部副部長</td> <td>安否情報の収集、提供に関すること 災害等情報相談センターに関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>食料部</td> <td>農林部長</td> <td>農林部副部長</td> <td>食料の調達に関すること 物資集積地(食料)の指定及び管理に関すること 応援物資(食料)の受け入れに関すること 緊急物資(食料)の仕分け、配分に関すること その他物資(食料)に関すること</td> </tr> <tr> <td>給水部</td> <td>企業局長</td> <td>管理担当部長</td> <td>飲料水の確保、供給に関すること</td> </tr> <tr> <td>物資部</td> <td>産業労働部長</td> <td>産業労働部副部長</td> <td>物資(生活必需品)の調達に関すること 物資集積地(生活必需品)の指定及び管理に関すること 応援物資(生活必需品)の受け入れに関すること 緊急物資(生活必需品)の仕分け、配分に関すること 応援労働力の確保に関すること その他物資(生活必需品)に関すること</td> </tr> <tr> <td>環境対策部</td> <td>環境部長</td> <td>環境部副部長</td> <td>武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること その他環境保全対策に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長	副部長	主な業務	統括部	危機管理防災部長	危機管理防災部副部長	国民保護に関する情報の収集に関すること 県国民保護対策本部の設置、運営に関すること 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること 部間等の国民保護措置の調整に関すること 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示に関すること 避難経路の決定に関すること 緊急通報の発令に関すること 逃避の指示に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること インターネット等による情報発信に関すること	渉外財政部	企画財政部長	企画財政部副部長	国への要望に関すること 全国知事会、関東地方知事会等に関すること 国民保護対策予算に関すること 義捐金等の受入に関すること その他渉外財政に関すること	総務部	総務部長	総務部副部長	職員の健康等に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 私立学校の武力攻撃災害対策に関すること 庁舎の維持管理に関すること 県有施設の応急復旧に関すること	県民安全部	県民生活部長	県民生活部副部長	安否情報の収集、提供に関すること 災害等情報相談センターに関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること	食料部	農林部長	農林部副部長	食料の調達に関すること 物資集積地(食料)の指定及び管理に関すること 応援物資(食料)の受け入れに関すること 緊急物資(食料)の仕分け、配分に関すること その他物資(食料)に関すること	給水部	企業局長	管理担当部長	飲料水の確保、供給に関すること	物資部	産業労働部長	産業労働部副部長	物資(生活必需品)の調達に関すること 物資集積地(生活必需品)の指定及び管理に関すること 応援物資(生活必需品)の受け入れに関すること 緊急物資(生活必需品)の仕分け、配分に関すること 応援労働力の確保に関すること その他物資(生活必需品)に関すること	環境対策部	環境部長	環境部副部長	武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること その他環境保全対策に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th>副部長</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報道部</td> <td>知事室長</td> <td>総務部副部長 IT推進局長</td> <td>報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること 都庁通勤・通学者に対する情報提供に関すること インターネットによる情報発信に関すること 安否情報の収集、提供に関すること その他報道に関すること 災害等情報相談センターに関すること</td> </tr> <tr> <td>渉外部</td> <td>総合政策部長</td> <td>総合政策部副部長</td> <td>国への要望に関すること 全国知事会、関東地方知事会等に関すること 職員の健康等に関すること その他渉外に関すること</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>総務部長</td> <td>総務部副部長</td> <td>国民保護対策予算に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること 義捐金等の受入に関すること 私立学校の武力攻撃災害対策に関すること その他財政に関すること</td> </tr> <tr> <td>食料部</td> <td>農林部長</td> <td>企業局長 農林部副部長</td> <td>水・食料の調達に関すること 物資(水・食料)集積地の指定及び管理に関すること 飲料水の確保、供給に関すること 応援物資(水・食料)の受け入れに関すること 緊急物資(水・食料)の仕分け、配分に関すること その他物資(水・食料)に関すること</td> </tr> <tr> <td>物資部</td> <td>産業労働部長</td> <td>産業労働部副部長</td> <td>物資(生活必需品)の調達に関すること 物資集積地(生活必需品)の指定及び管理に関すること 応援物資(生活必需品)の受け入れに関すること 緊急物資(生活必需品)の仕分け、配分に関すること その他物資(生活必需品)に関すること</td> </tr> <tr> <td>環境対策部</td> <td>環境部長</td> <td>防犯対策</td> <td>武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること 消防法に規定する危険物の安全確保に関すること 放射能物質の安全確保に関すること 高圧ガス・火薬類の安全確保に関すること 毒物物の安全確保に関すること その他環境保全・危険対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>救済福祉部</td> <td>福祉部長</td> <td>県民生活局長 総合政策部副部長</td> <td>避難所の決定に関すること 避難所の運営に関すること ボランティアに関すること 災害時要援者対策に関すること 各種福祉施設の応急対策に関すること 社会福祉協議会との連携調整に関すること その他福祉に関すること</td> </tr> <tr> <td>医療救急部</td> <td>保健医療部長</td> <td>病院局長</td> <td>医療・助産に関すること 医療従事者の編成、派遣に関すること 医薬品等の確保、供給に関すること 防疫・保健衛生に関すること 埋・火葬の準備に関すること 飲料水、食品の衛生管理に関すること 動物愛護、猛獣対策に関すること 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連携調整に関すること 県立病院における医療に関すること その他医療に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長	副部長	主な業務	報道部	知事室長	総務部副部長 IT推進局長	報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること 都庁通勤・通学者に対する情報提供に関すること インターネットによる情報発信に関すること 安否情報の収集、提供に関すること その他報道に関すること 災害等情報相談センターに関すること	渉外部	総合政策部長	総合政策部副部長	国への要望に関すること 全国知事会、関東地方知事会等に関すること 職員の健康等に関すること その他渉外に関すること	財政部	総務部長	総務部副部長	国民保護対策予算に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること 義捐金等の受入に関すること 私立学校の武力攻撃災害対策に関すること その他財政に関すること	食料部	農林部長	企業局長 農林部副部長	水・食料の調達に関すること 物資(水・食料)集積地の指定及び管理に関すること 飲料水の確保、供給に関すること 応援物資(水・食料)の受け入れに関すること 緊急物資(水・食料)の仕分け、配分に関すること その他物資(水・食料)に関すること	物資部	産業労働部長	産業労働部副部長	物資(生活必需品)の調達に関すること 物資集積地(生活必需品)の指定及び管理に関すること 応援物資(生活必需品)の受け入れに関すること 緊急物資(生活必需品)の仕分け、配分に関すること その他物資(生活必需品)に関すること	環境対策部	環境部長	防犯対策	武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること 消防法に規定する危険物の安全確保に関すること 放射能物質の安全確保に関すること 高圧ガス・火薬類の安全確保に関すること 毒物物の安全確保に関すること その他環境保全・危険対策に関すること	救済福祉部	福祉部長	県民生活局長 総合政策部副部長	避難所の決定に関すること 避難所の運営に関すること ボランティアに関すること 災害時要援者対策に関すること 各種福祉施設の応急対策に関すること 社会福祉協議会との連携調整に関すること その他福祉に関すること	医療救急部	保健医療部長	病院局長	医療・助産に関すること 医療従事者の編成、派遣に関すること 医薬品等の確保、供給に関すること 防疫・保健衛生に関すること 埋・火葬の準備に関すること 飲料水、食品の衛生管理に関すること 動物愛護、猛獣対策に関すること 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連携調整に関すること 県立病院における医療に関すること その他医療に関すること	
部名	部長	副部長	主な業務																																																																							
統括部	危機管理防災部長	危機管理防災部副部長	国民保護に関する情報の収集に関すること 県国民保護対策本部の設置、運営に関すること 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること 部間等の国民保護措置の調整に関すること 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示に関すること 避難経路の決定に関すること 緊急通報の発令に関すること 逃避の指示に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること インターネット等による情報発信に関すること																																																																							
渉外財政部	企画財政部長	企画財政部副部長	国への要望に関すること 全国知事会、関東地方知事会等に関すること 国民保護対策予算に関すること 義捐金等の受入に関すること その他渉外財政に関すること																																																																							
総務部	総務部長	総務部副部長	職員の健康等に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 私立学校の武力攻撃災害対策に関すること 庁舎の維持管理に関すること 県有施設の応急復旧に関すること																																																																							
県民安全部	県民生活部長	県民生活部副部長	安否情報の収集、提供に関すること 災害等情報相談センターに関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること																																																																							
食料部	農林部長	農林部副部長	食料の調達に関すること 物資集積地(食料)の指定及び管理に関すること 応援物資(食料)の受け入れに関すること 緊急物資(食料)の仕分け、配分に関すること その他物資(食料)に関すること																																																																							
給水部	企業局長	管理担当部長	飲料水の確保、供給に関すること																																																																							
物資部	産業労働部長	産業労働部副部長	物資(生活必需品)の調達に関すること 物資集積地(生活必需品)の指定及び管理に関すること 応援物資(生活必需品)の受け入れに関すること 緊急物資(生活必需品)の仕分け、配分に関すること 応援労働力の確保に関すること その他物資(生活必需品)に関すること																																																																							
環境対策部	環境部長	環境部副部長	武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること その他環境保全対策に関すること																																																																							
部名	部長	副部長	主な業務																																																																							
報道部	知事室長	総務部副部長 IT推進局長	報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること 都庁通勤・通学者に対する情報提供に関すること インターネットによる情報発信に関すること 安否情報の収集、提供に関すること その他報道に関すること 災害等情報相談センターに関すること																																																																							
渉外部	総合政策部長	総合政策部副部長	国への要望に関すること 全国知事会、関東地方知事会等に関すること 職員の健康等に関すること その他渉外に関すること																																																																							
財政部	総務部長	総務部副部長	国民保護対策予算に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること 義捐金等の受入に関すること 私立学校の武力攻撃災害対策に関すること その他財政に関すること																																																																							
食料部	農林部長	企業局長 農林部副部長	水・食料の調達に関すること 物資(水・食料)集積地の指定及び管理に関すること 飲料水の確保、供給に関すること 応援物資(水・食料)の受け入れに関すること 緊急物資(水・食料)の仕分け、配分に関すること その他物資(水・食料)に関すること																																																																							
物資部	産業労働部長	産業労働部副部長	物資(生活必需品)の調達に関すること 物資集積地(生活必需品)の指定及び管理に関すること 応援物資(生活必需品)の受け入れに関すること 緊急物資(生活必需品)の仕分け、配分に関すること その他物資(生活必需品)に関すること																																																																							
環境対策部	環境部長	防犯対策	武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること 消防法に規定する危険物の安全確保に関すること 放射能物質の安全確保に関すること 高圧ガス・火薬類の安全確保に関すること 毒物物の安全確保に関すること その他環境保全・危険対策に関すること																																																																							
救済福祉部	福祉部長	県民生活局長 総合政策部副部長	避難所の決定に関すること 避難所の運営に関すること ボランティアに関すること 災害時要援者対策に関すること 各種福祉施設の応急対策に関すること 社会福祉協議会との連携調整に関すること その他福祉に関すること																																																																							
医療救急部	保健医療部長	病院局長	医療・助産に関すること 医療従事者の編成、派遣に関すること 医薬品等の確保、供給に関すること 防疫・保健衛生に関すること 埋・火葬の準備に関すること 飲料水、食品の衛生管理に関すること 動物愛護、猛獣対策に関すること 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連携調整に関すること 県立病院における医療に関すること その他医療に関すること																																																																							

編-章-節	ページ	新				旧				変更理由																																																																
3-1-2	66	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="374 211 494 241">部名</th> <th data-bbox="501 211 621 241">部長</th> <th data-bbox="629 211 810 241">副部長</th> <th data-bbox="817 211 1230 241">主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="374 247 494 408">救援福祉部</td> <td data-bbox="501 247 621 408">福祉部長</td> <td data-bbox="629 247 810 408">福祉部副部長</td> <td data-bbox="817 247 1230 408">避難所の調整に関する事 避難所の運営に関する事 ボランティアに関する事 災害時等の要援護者対策に関する事 各種福祉施設の応急対策に関する事 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 その他救援に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 413 494 646">医療救急部</td> <td data-bbox="501 413 621 646">保健医療部長</td> <td data-bbox="629 413 810 646">病院局長</td> <td data-bbox="817 413 1230 646">医療・助産に関する事 医療救護班の編成、派遣に関する事 医薬品等の確保、供給に関する事 防疫・保健衛生に関する事 埋・火葬の調整に関する事 飲料水、食料の衛生管理に関する事 動物愛護、猛獣対策に関する事 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関する事 県立病院における医療に関する事 その他医療に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 652 494 736">応急復旧部</td> <td data-bbox="501 652 621 736">県土整備部長</td> <td data-bbox="629 652 810 736">県土整備部副部長</td> <td data-bbox="817 652 1230 736">道路、橋梁等の応急対策に関する事 河川の応急対策に関する事 ダム及び砂防施設等の応急対策に関する事 その他応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 741 494 903">住宅対策部</td> <td data-bbox="501 741 621 903">都市整備部長</td> <td data-bbox="629 741 810 903">都市整備部副部長</td> <td data-bbox="817 741 1230 903">応急仮設住宅の建設に関する事 応急危険度判定に関する事 住宅関係障害物の除去作業支援に関する事 下水道施設の応急対策に関する事 公園の利用に関する事 区画整理事業の応急対策に関する事 その他住宅対策に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 908 494 1010">輸送部</td> <td data-bbox="501 908 621 1010">会計管理者</td> <td data-bbox="629 908 810 1010">契約局長</td> <td data-bbox="817 908 1230 1010">避難住民、緊急物資の輸送に関する事 運送事業者との連絡調整に関する事 運送手段、燃料に関する事 交通情報に関する事 その他輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 1016 494 1136">文教部</td> <td data-bbox="501 1016 621 1136">教育局教育総務部長</td> <td data-bbox="629 1016 810 1136">教育局県立学校部長</td> <td data-bbox="817 1016 1230 1136">児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 学用品の確保、調達に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 県立学校施設の応急復旧に関する事 その他教育に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 1141 494 1189">議会部</td> <td data-bbox="501 1141 621 1189">議会事務局長</td> <td data-bbox="629 1141 810 1189">議会事務局副事務局長</td> <td data-bbox="817 1141 1230 1189">議会に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 1195 494 1243">応援部</td> <td data-bbox="501 1195 621 1243">人事委員会事務局長</td> <td data-bbox="629 1195 810 1243">監査事務局長 労働委員会事務局長</td> <td data-bbox="817 1195 1230 1243">他の部の応援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>				部名	部長	副部長	主な業務	救援福祉部	福祉部長	福祉部副部長	避難所の調整に関する事 避難所の運営に関する事 ボランティアに関する事 災害時等の要援護者対策に関する事 各種福祉施設の応急対策に関する事 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 その他救援に関する事	医療救急部	保健医療部長	病院局長	医療・助産に関する事 医療救護班の編成、派遣に関する事 医薬品等の確保、供給に関する事 防疫・保健衛生に関する事 埋・火葬の調整に関する事 飲料水、食料の衛生管理に関する事 動物愛護、猛獣対策に関する事 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関する事 県立病院における医療に関する事 その他医療に関する事	応急復旧部	県土整備部長	県土整備部副部長	道路、橋梁等の応急対策に関する事 河川の応急対策に関する事 ダム及び砂防施設等の応急対策に関する事 その他応急復旧に関する事	住宅対策部	都市整備部長	都市整備部副部長	応急仮設住宅の建設に関する事 応急危険度判定に関する事 住宅関係障害物の除去作業支援に関する事 下水道施設の応急対策に関する事 公園の利用に関する事 区画整理事業の応急対策に関する事 その他住宅対策に関する事	輸送部	会計管理者	契約局長	避難住民、緊急物資の輸送に関する事 運送事業者との連絡調整に関する事 運送手段、燃料に関する事 交通情報に関する事 その他輸送に関する事	文教部	教育局教育総務部長	教育局県立学校部長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 学用品の確保、調達に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 県立学校施設の応急復旧に関する事 その他教育に関する事	議会部	議会事務局長	議会事務局副事務局長	議会に関する事	応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	他の部の応援に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1253 211 1373 241">部名</th> <th data-bbox="1381 211 1500 241">部長</th> <th data-bbox="1508 211 1689 241">副部長</th> <th data-bbox="1696 211 2033 241">主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1253 247 1373 372">応急対応部</td> <td data-bbox="1381 247 1500 372">県土整備部長</td> <td data-bbox="1508 247 1689 372">県土整備部副部長 都市整備部副部長 総務部副部長 教育局管理課副部長</td> <td data-bbox="1696 247 2033 372">道路、橋梁等の応急対策に関する事 河川の応急対策に関する事 ダム及び砂防施設等の応急対策に関する事 庁舎の維持管理に関する事 県有施設の応急対応に関する事 県立学校施設の応急の復旧に関する事 その他応急対応に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1253 378 1373 485">住宅対策部</td> <td data-bbox="1381 378 1500 485">都市整備部長</td> <td data-bbox="1508 378 1689 485">都市整備部副部長</td> <td data-bbox="1696 378 2033 485">応急仮設住宅の建設に関する事 応急危険度判定に関する事 住宅関係障害物の除去作業支援に関する事 下水道施設の応急対策に関する事 公園の利用に関する事 その他住宅対策に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1253 491 1373 611">輸送部</td> <td data-bbox="1381 491 1500 611">出納部長</td> <td data-bbox="1508 491 1689 611">地産交際局長 県土整備部副部長</td> <td data-bbox="1696 491 2033 611">避難住民、緊急物資の輸送に関する事 運送事業者との連絡調整に関する事 運送手段の調査に関する事 避難者の対応に関する事 緊急物資輸送路の決定に関する事 市町井村が実施する避難輸送の協力に関する事 その他輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1253 616 1373 700">文教部</td> <td data-bbox="1381 616 1500 700">教育局管理部長</td> <td data-bbox="1508 616 1689 700">教育局管理課長</td> <td data-bbox="1696 616 2033 700">児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 学用品の確保、調達に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 その他教育に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1253 706 1373 731">議会部</td> <td data-bbox="1381 706 1500 731">議会事務局長</td> <td data-bbox="1508 706 1689 731">議会事務局副事務局長</td> <td data-bbox="1696 706 2033 731">議会に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1253 736 1373 761">応援部</td> <td data-bbox="1381 736 1500 761">人事委員会事務局長</td> <td data-bbox="1508 736 1689 761">監査事務局長 労働委員会事務局長</td> <td data-bbox="1696 736 2033 761">他の部の応援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>				部名	部長	副部長	主な業務	応急対応部	県土整備部長	県土整備部副部長 都市整備部副部長 総務部副部長 教育局管理課副部長	道路、橋梁等の応急対策に関する事 河川の応急対策に関する事 ダム及び砂防施設等の応急対策に関する事 庁舎の維持管理に関する事 県有施設の応急対応に関する事 県立学校施設の応急の復旧に関する事 その他応急対応に関する事	住宅対策部	都市整備部長	都市整備部副部長	応急仮設住宅の建設に関する事 応急危険度判定に関する事 住宅関係障害物の除去作業支援に関する事 下水道施設の応急対策に関する事 公園の利用に関する事 その他住宅対策に関する事	輸送部	出納部長	地産交際局長 県土整備部副部長	避難住民、緊急物資の輸送に関する事 運送事業者との連絡調整に関する事 運送手段の調査に関する事 避難者の対応に関する事 緊急物資輸送路の決定に関する事 市町井村が実施する避難輸送の協力に関する事 その他輸送に関する事	文教部	教育局管理部長	教育局管理課長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 学用品の確保、調達に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 その他教育に関する事	議会部	議会事務局長	議会事務局副事務局長	議会に関する事	応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	他の部の応援に関する事	
部名	部長	副部長	主な業務																																																																							
救援福祉部	福祉部長	福祉部副部長	避難所の調整に関する事 避難所の運営に関する事 ボランティアに関する事 災害時等の要援護者対策に関する事 各種福祉施設の応急対策に関する事 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 その他救援に関する事																																																																							
医療救急部	保健医療部長	病院局長	医療・助産に関する事 医療救護班の編成、派遣に関する事 医薬品等の確保、供給に関する事 防疫・保健衛生に関する事 埋・火葬の調整に関する事 飲料水、食料の衛生管理に関する事 動物愛護、猛獣対策に関する事 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関する事 県立病院における医療に関する事 その他医療に関する事																																																																							
応急復旧部	県土整備部長	県土整備部副部長	道路、橋梁等の応急対策に関する事 河川の応急対策に関する事 ダム及び砂防施設等の応急対策に関する事 その他応急復旧に関する事																																																																							
住宅対策部	都市整備部長	都市整備部副部長	応急仮設住宅の建設に関する事 応急危険度判定に関する事 住宅関係障害物の除去作業支援に関する事 下水道施設の応急対策に関する事 公園の利用に関する事 区画整理事業の応急対策に関する事 その他住宅対策に関する事																																																																							
輸送部	会計管理者	契約局長	避難住民、緊急物資の輸送に関する事 運送事業者との連絡調整に関する事 運送手段、燃料に関する事 交通情報に関する事 その他輸送に関する事																																																																							
文教部	教育局教育総務部長	教育局県立学校部長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 学用品の確保、調達に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 県立学校施設の応急復旧に関する事 その他教育に関する事																																																																							
議会部	議会事務局長	議会事務局副事務局長	議会に関する事																																																																							
応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	他の部の応援に関する事																																																																							
部名	部長	副部長	主な業務																																																																							
応急対応部	県土整備部長	県土整備部副部長 都市整備部副部長 総務部副部長 教育局管理課副部長	道路、橋梁等の応急対策に関する事 河川の応急対策に関する事 ダム及び砂防施設等の応急対策に関する事 庁舎の維持管理に関する事 県有施設の応急対応に関する事 県立学校施設の応急の復旧に関する事 その他応急対応に関する事																																																																							
住宅対策部	都市整備部長	都市整備部副部長	応急仮設住宅の建設に関する事 応急危険度判定に関する事 住宅関係障害物の除去作業支援に関する事 下水道施設の応急対策に関する事 公園の利用に関する事 その他住宅対策に関する事																																																																							
輸送部	出納部長	地産交際局長 県土整備部副部長	避難住民、緊急物資の輸送に関する事 運送事業者との連絡調整に関する事 運送手段の調査に関する事 避難者の対応に関する事 緊急物資輸送路の決定に関する事 市町井村が実施する避難輸送の協力に関する事 その他輸送に関する事																																																																							
文教部	教育局管理部長	教育局管理課長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 学用品の確保、調達に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 その他教育に関する事																																																																							
議会部	議会事務局長	議会事務局副事務局長	議会に関する事																																																																							
応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	他の部の応援に関する事																																																																							

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由																																												
3-1-2	67	別表2 現地対策本部及び支部の名称、設置場所及び担当区域		災害対策本部の体制と整合																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="397 193 596 224">現地対策本部名</th> <th data-bbox="603 193 710 224">支部名</th> <th data-bbox="718 193 863 224">設置場所</th> <th data-bbox="871 193 1217 224">担当区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="397 229 596 295">-</td> <td data-bbox="603 229 710 295">さいたま支部</td> <td data-bbox="718 229 863 295">浦和県税事務所</td> <td data-bbox="871 229 1217 295">さいたま市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 301 596 367">川口現地対策本部</td> <td data-bbox="603 301 710 367">川口支部</td> <td data-bbox="718 301 863 367">南部地域振興センター</td> <td data-bbox="871 301 1217 367">川口市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 372 596 439">朝霞現地対策本部</td> <td data-bbox="603 372 710 439">朝霞支部</td> <td data-bbox="718 372 863 439">南西部地域振興センター</td> <td data-bbox="871 372 1217 439">朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 444 596 510">春日部現地対策本部</td> <td data-bbox="603 444 710 510">春日部支部</td> <td data-bbox="718 444 863 510">東部地域振興センター</td> <td data-bbox="871 444 1217 510">春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 516 596 582">上尾現地対策本部</td> <td data-bbox="603 516 710 582">上尾支部</td> <td data-bbox="718 516 863 582">県央地域振興センター</td> <td data-bbox="871 516 1217 582">鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 587 596 689">川越現地対策本部</td> <td data-bbox="603 587 710 689">川越支部</td> <td data-bbox="718 587 863 689">川越比企地域振興センター</td> <td data-bbox="871 587 1217 689">川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 695 596 761">所沢現地対策本部</td> <td data-bbox="603 695 710 761">所沢支部</td> <td data-bbox="718 695 863 761">西部地域振興センター</td> <td data-bbox="871 695 1217 761">所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 766 596 869">行田現地対策本部</td> <td data-bbox="603 766 710 869">行田支部</td> <td data-bbox="718 766 863 869">利根地域振興センター</td> <td data-bbox="871 766 1217 869">行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 宮代町 白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷲宮町 杉戸町 騎西町 北川辺町 大利根町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 874 596 940">熊谷現地対策本部</td> <td data-bbox="603 874 710 940">熊谷支部</td> <td data-bbox="718 874 863 940">北部地域振興センター</td> <td data-bbox="871 874 1217 940">熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 946 596 999">秩父現地対策本部</td> <td data-bbox="603 946 710 999">秩父支部</td> <td data-bbox="718 946 863 999">秩父地域振興センター</td> <td data-bbox="871 946 1217 999">秩父市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町</td> </tr> </tbody> </table>					現地対策本部名	支部名	設置場所	担当区域	-	さいたま支部	浦和県税事務所	さいたま市	川口現地対策本部	川口支部	南部地域振興センター	川口市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市	朝霞現地対策本部	朝霞支部	南西部地域振興センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町	春日部現地対策本部	春日部支部	東部地域振興センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町	上尾現地対策本部	上尾支部	県央地域振興センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町	川越現地対策本部	川越支部	川越比企地域振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村	所沢現地対策本部	所沢支部	西部地域振興センター	所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市	行田現地対策本部	行田支部	利根地域振興センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 宮代町 白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷲宮町 杉戸町 騎西町 北川辺町 大利根町	熊谷現地対策本部	熊谷支部	北部地域振興センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町	秩父現地対策本部	秩父支部	秩父地域振興センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町
現地対策本部名	支部名	設置場所	担当区域																																													
-	さいたま支部	浦和県税事務所	さいたま市																																													
川口現地対策本部	川口支部	南部地域振興センター	川口市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市																																													
朝霞現地対策本部	朝霞支部	南西部地域振興センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町																																													
春日部現地対策本部	春日部支部	東部地域振興センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町																																													
上尾現地対策本部	上尾支部	県央地域振興センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町																																													
川越現地対策本部	川越支部	川越比企地域振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村																																													
所沢現地対策本部	所沢支部	西部地域振興センター	所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市																																													
行田現地対策本部	行田支部	利根地域振興センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 宮代町 白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷲宮町 杉戸町 騎西町 北川辺町 大利根町																																													
熊谷現地対策本部	熊谷支部	北部地域振興センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町																																													
秩父現地対策本部	秩父支部	秩父地域振興センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町																																													

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由																								
3-1-2	68	別表3 現地対策本部の職制		災害対策本部の体制と整合																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="392 204 563 234">名称</th> <th data-bbox="570 204 715 234">現地対策本部長</th> <th data-bbox="723 204 868 234">現地対策副本部長</th> <th data-bbox="876 204 1207 234">現地対策本部員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 240 563 324">川口現地対策本部</td> <td data-bbox="570 240 715 324">南部地域振興センター所長</td> <td data-bbox="723 240 868 324">南部地域振興センター地域防災幹</td> <td data-bbox="876 240 1207 324">川口県税事務所長 川口保健所長 その他現地対策本部長が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 329 563 431">朝霞現地対策本部</td> <td data-bbox="570 329 715 431">南西部地域振興センター所長</td> <td data-bbox="723 329 868 431">南西部地域振興センター地域防災幹</td> <td data-bbox="876 329 1207 431">朝霞県税事務所長 朝霞保健所長 朝霞県土整備事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 437 563 682">春日部現地対策本部</td> <td data-bbox="570 437 715 682">東部地域振興センター所長</td> <td data-bbox="723 437 868 682">東部地域振興センター地域防災幹</td> <td data-bbox="876 437 1207 682">春日部県税事務所長 越谷県税事務所長 越谷県土整備事務所長 埼玉南福祉保健総合センター所長 春日部保健所長 越谷保健所長 春日部農林振興センター所長 東部教育事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 688 563 808">上尾現地対策本部</td> <td data-bbox="570 688 715 808">県央地域振興センター所長</td> <td data-bbox="723 688 868 808">県央地域振興センター地域防災幹</td> <td data-bbox="876 688 1207 808">上尾県税事務所長 北足立福祉保健総合センター所長 鴻巣保健所長 北本県土整備事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 813 563 1238">川越現地対策本部</td> <td data-bbox="570 813 715 1238">川越比企地域振興センター所長</td> <td data-bbox="723 813 868 1238">川越比企地域振興センター地域防災幹</td> <td data-bbox="876 813 1207 1238">川越比企地域振興センター東松山事務所長兼地域調整幹 川越県税事務所長 東松山県税事務所長 人間西福祉保健総合センター所長 比企福祉保健総合センター所長 坂戸保健所長 東松山保健所長 川越農林振興センター所長 東松山農林振興センター所長 川越県土整備事務所長 東松山県土整備事務所長 西部教育事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの</td> </tr> </tbody> </table>					名称	現地対策本部長	現地対策副本部長	現地対策本部員	川口現地対策本部	南部地域振興センター所長	南部地域振興センター地域防災幹	川口県税事務所長 川口保健所長 その他現地対策本部長が指定するもの	朝霞現地対策本部	南西部地域振興センター所長	南西部地域振興センター地域防災幹	朝霞県税事務所長 朝霞保健所長 朝霞県土整備事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの	春日部現地対策本部	東部地域振興センター所長	東部地域振興センター地域防災幹	春日部県税事務所長 越谷県税事務所長 越谷県土整備事務所長 埼玉南福祉保健総合センター所長 春日部保健所長 越谷保健所長 春日部農林振興センター所長 東部教育事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの	上尾現地対策本部	県央地域振興センター所長	県央地域振興センター地域防災幹	上尾県税事務所長 北足立福祉保健総合センター所長 鴻巣保健所長 北本県土整備事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの	川越現地対策本部	川越比企地域振興センター所長	川越比企地域振興センター地域防災幹	川越比企地域振興センター東松山事務所長兼地域調整幹 川越県税事務所長 東松山県税事務所長 人間西福祉保健総合センター所長 比企福祉保健総合センター所長 坂戸保健所長 東松山保健所長 川越農林振興センター所長 東松山農林振興センター所長 川越県土整備事務所長 東松山県土整備事務所長 西部教育事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの
名称	現地対策本部長	現地対策副本部長	現地対策本部員																									
川口現地対策本部	南部地域振興センター所長	南部地域振興センター地域防災幹	川口県税事務所長 川口保健所長 その他現地対策本部長が指定するもの																									
朝霞現地対策本部	南西部地域振興センター所長	南西部地域振興センター地域防災幹	朝霞県税事務所長 朝霞保健所長 朝霞県土整備事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの																									
春日部現地対策本部	東部地域振興センター所長	東部地域振興センター地域防災幹	春日部県税事務所長 越谷県税事務所長 越谷県土整備事務所長 埼玉南福祉保健総合センター所長 春日部保健所長 越谷保健所長 春日部農林振興センター所長 東部教育事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの																									
上尾現地対策本部	県央地域振興センター所長	県央地域振興センター地域防災幹	上尾県税事務所長 北足立福祉保健総合センター所長 鴻巣保健所長 北本県土整備事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの																									
川越現地対策本部	川越比企地域振興センター所長	川越比企地域振興センター地域防災幹	川越比企地域振興センター東松山事務所長兼地域調整幹 川越県税事務所長 東松山県税事務所長 人間西福祉保健総合センター所長 比企福祉保健総合センター所長 坂戸保健所長 東松山保健所長 川越農林振興センター所長 東松山農林振興センター所長 川越県土整備事務所長 東松山県土整備事務所長 西部教育事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの																									

編-章-節	ページ	新				旧	変更理由																				
3-1-2	69	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 168 558 193">名 称</th> <th data-bbox="570 168 710 193">現地对策本部長</th> <th data-bbox="723 168 868 193">現地对策副本部長</th> <th data-bbox="881 168 1200 193">現地对策本部員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 198 558 372">所沢現地对策本部</td> <td data-bbox="570 198 710 372">西部地域振興センター所長</td> <td data-bbox="723 198 868 372">西部地域振興センター地域防災幹</td> <td data-bbox="881 198 1200 372">所沢県税事務所長 飯能県税事務所長 入間東福祉保健総合センター所長 所沢保健所長 飯能県土整備事務所長 その他 現地对策本部長が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 378 558 659">行田現地对策本部</td> <td data-bbox="570 378 710 659">利根地域振興センター所長</td> <td data-bbox="723 378 868 659">利根地域振興センター地域防災幹</td> <td data-bbox="881 378 1200 659">行田県税事務所長 北埼玉福祉保健総合センター所長 埼玉葛北福祉保健総合センター所長 加須保健所長 幸手保健所長 加須農林振興センター所長 行田県土整備事務所長 杉戸県土整備事務所長 その他 現地对策本部長が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 664 558 1076">熊谷現地对策本部</td> <td data-bbox="570 664 710 1076">北部地域振興センター所長</td> <td data-bbox="723 664 868 1076">北部地域振興センター地域防災幹</td> <td data-bbox="881 664 1200 1076">北部地域振興センター本庄事務所長 兼地域調整幹 熊谷県税事務所長 本庄県税事務所長 大里福祉保健総合センター所長 児玉福祉保健総合センター所長 熊谷保健所長 本庄保健所長 大里農林振興センター所長 本庄農林振興センター所長 熊谷県土整備事務所長 本庄県土整備事務所長 北部教育事務所長 その他 現地对策本部長が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1082 558 1309">秩父現地对策本部</td> <td data-bbox="570 1082 710 1309">秩父地域振興センター所長</td> <td data-bbox="723 1082 868 1309">秩父地域振興センター地域防災幹</td> <td data-bbox="881 1082 1200 1309">秩父県税事務所長 秩父福祉保健総合センター所長 秩父保健所長 秩父農林振興センター所長 秩父県土整備事務所長 北部教育事務所秩父支所長 その他 現地对策本部長が指定するもの</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	現地对策本部長	現地对策副本部長	現地对策本部員	所沢現地对策本部	西部地域振興センター所長	西部地域振興センター地域防災幹	所沢県税事務所長 飯能県税事務所長 入間東福祉保健総合センター所長 所沢保健所長 飯能県土整備事務所長 その他 現地对策本部長が指定するもの	行田現地对策本部	利根地域振興センター所長	利根地域振興センター地域防災幹	行田県税事務所長 北埼玉福祉保健総合センター所長 埼玉葛北福祉保健総合センター所長 加須保健所長 幸手保健所長 加須農林振興センター所長 行田県土整備事務所長 杉戸県土整備事務所長 その他 現地对策本部長が指定するもの	熊谷現地对策本部	北部地域振興センター所長	北部地域振興センター地域防災幹	北部地域振興センター本庄事務所長 兼地域調整幹 熊谷県税事務所長 本庄県税事務所長 大里福祉保健総合センター所長 児玉福祉保健総合センター所長 熊谷保健所長 本庄保健所長 大里農林振興センター所長 本庄農林振興センター所長 熊谷県土整備事務所長 本庄県土整備事務所長 北部教育事務所長 その他 現地对策本部長が指定するもの	秩父現地对策本部	秩父地域振興センター所長	秩父地域振興センター地域防災幹	秩父県税事務所長 秩父福祉保健総合センター所長 秩父保健所長 秩父農林振興センター所長 秩父県土整備事務所長 北部教育事務所秩父支所長 その他 現地对策本部長が指定するもの					
名 称	現地对策本部長	現地对策副本部長	現地对策本部員																								
所沢現地对策本部	西部地域振興センター所長	西部地域振興センター地域防災幹	所沢県税事務所長 飯能県税事務所長 入間東福祉保健総合センター所長 所沢保健所長 飯能県土整備事務所長 その他 現地对策本部長が指定するもの																								
行田現地对策本部	利根地域振興センター所長	利根地域振興センター地域防災幹	行田県税事務所長 北埼玉福祉保健総合センター所長 埼玉葛北福祉保健総合センター所長 加須保健所長 幸手保健所長 加須農林振興センター所長 行田県土整備事務所長 杉戸県土整備事務所長 その他 現地对策本部長が指定するもの																								
熊谷現地对策本部	北部地域振興センター所長	北部地域振興センター地域防災幹	北部地域振興センター本庄事務所長 兼地域調整幹 熊谷県税事務所長 本庄県税事務所長 大里福祉保健総合センター所長 児玉福祉保健総合センター所長 熊谷保健所長 本庄保健所長 大里農林振興センター所長 本庄農林振興センター所長 熊谷県土整備事務所長 本庄県土整備事務所長 北部教育事務所長 その他 現地对策本部長が指定するもの																								
秩父現地对策本部	秩父地域振興センター所長	秩父地域振興センター地域防災幹	秩父県税事務所長 秩父福祉保健総合センター所長 秩父保健所長 秩父農林振興センター所長 秩父県土整備事務所長 北部教育事務所秩父支所長 その他 現地对策本部長が指定するもの																								

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由																																												
3-1-2	70	<p data-bbox="366 150 588 180">別表4 支部の職制</p> <table border="1" data-bbox="397 186 1195 1184"> <thead> <tr> <th data-bbox="397 186 519 216">名 称</th> <th data-bbox="527 186 659 216">支 部 長</th> <th data-bbox="667 186 914 216">副 支 部 長</th> <th data-bbox="922 186 1195 216">支 部 付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="397 222 519 318">さいたま支部</td> <td data-bbox="527 222 659 318">浦和県税事務所 長</td> <td data-bbox="667 222 914 318">浦和県税事務所副所長</td> <td data-bbox="922 222 1195 318">担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 324 519 408">川口支部</td> <td data-bbox="527 324 659 408">南部地域振興セ ンター所長</td> <td data-bbox="667 324 914 408">南部地域振興センター地域 防災幹</td> <td data-bbox="922 324 1195 408">担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 413 519 498">朝霞支部</td> <td data-bbox="527 413 659 498">南西部地域振興 センター所長</td> <td data-bbox="667 413 914 498">南西部地域振興センター地域 防災幹</td> <td data-bbox="922 413 1195 498">担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 503 519 587">春日部支部</td> <td data-bbox="527 503 659 587">東部地域振興セ ンター所長</td> <td data-bbox="667 503 914 587">東部地域振興センター地域 防災幹</td> <td data-bbox="922 503 1195 587">担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 593 519 677">上尾支部</td> <td data-bbox="527 593 659 677">県央地域振興セ ンター所長</td> <td data-bbox="667 593 914 677">県央地域振興センター地域 防災幹</td> <td data-bbox="922 593 1195 677">担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 682 519 766">川越支部</td> <td data-bbox="527 682 659 766">川越比企地域振 興センター所長</td> <td data-bbox="667 682 914 766">川越比企地域振興センター地 域防災幹</td> <td data-bbox="922 682 1195 766">担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 772 519 856">所沢支部</td> <td data-bbox="527 772 659 856">西部地域振興セ ンター所長</td> <td data-bbox="667 772 914 856">西部地域振興センター地域 防災幹</td> <td data-bbox="922 772 1195 856">担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 861 519 946">行田支部</td> <td data-bbox="527 861 659 946">利根地域振興 センター所長</td> <td data-bbox="667 861 914 946">利根地域振興センター地域 防災幹</td> <td data-bbox="922 861 1195 946">担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 951 519 1035">熊谷支部</td> <td data-bbox="527 951 659 1035">北部地域振興セ ンター所長</td> <td data-bbox="667 951 914 1035">北部地域振興センター地域 防災幹</td> <td data-bbox="922 951 1195 1035">担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1041 519 1125">秩父支部</td> <td data-bbox="527 1041 659 1125">秩父地域振興セ ンター所長</td> <td data-bbox="667 1041 914 1125">秩父地域振興センター地域 防災幹</td> <td data-bbox="922 1041 1195 1125">担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	支 部 長	副 支 部 長	支 部 付	さいたま支部	浦和県税事務所 長	浦和県税事務所副所長	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの	川口支部	南部地域振興セ ンター所長	南部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの	朝霞支部	南西部地域振興 センター所長	南西部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの	春日部支部	東部地域振興セ ンター所長	東部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの	上尾支部	県央地域振興セ ンター所長	県央地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの	川越支部	川越比企地域振 興センター所長	川越比企地域振興センター地 域防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの	所沢支部	西部地域振興セ ンター所長	西部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの	行田支部	利根地域振興 センター所長	利根地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの	熊谷支部	北部地域振興セ ンター所長	北部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの	秩父支部	秩父地域振興セ ンター所長	秩父地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの		災害対策本部の体制と整合
名 称	支 部 長	副 支 部 長	支 部 付																																													
さいたま支部	浦和県税事務所 長	浦和県税事務所副所長	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの																																													
川口支部	南部地域振興セ ンター所長	南部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの																																													
朝霞支部	南西部地域振興 センター所長	南西部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの																																													
春日部支部	東部地域振興セ ンター所長	東部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの																																													
上尾支部	県央地域振興セ ンター所長	県央地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの																																													
川越支部	川越比企地域振 興センター所長	川越比企地域振興センター地 域防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの																																													
所沢支部	西部地域振興セ ンター所長	西部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの																																													
行田支部	利根地域振興 センター所長	利根地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの																																													
熊谷支部	北部地域振興セ ンター所長	北部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの																																													
秩父支部	秩父地域振興セ ンター所長	秩父地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの																																													

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
3-1-3	72	<p>第3節 関係機関との連携体制の確保</p> <p>2 国の機関との連携</p> <p>(1)国の現地対策本部との調整</p> <p><u>県は国の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。</u></p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。</u></p>	<p>第3節 関係機関との連携体制の確保</p> <p>2 国の機関との連携</p> <p>(1)国の現地対策本部との調整</p> <p><u>県国民保護対策本部等は、国の現地対策本部が設置された場合には、国との調整に関し、国の現地対策本部と一元的に行うものとする。</u></p>	<p>国の基本指針改定による</p> <p>《基本指針から抜粋》</p> <p>(国の)現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等におけるによる武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとする。</p>
3-1-3	74	<p>4 現地調整所の設置</p> <p><u>市町村長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関という。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。県は必要に応じ職員を派遣する。</u></p> <p><u>但し、知事は、市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、市町村長と調整のうえ、現地調整所を設置する。</u></p>		<p>1 国の基本指針改定による</p> <p>《国の基本指針から抜粋》</p> <p>市町村長または都道府県知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p> <p>2 市町村からの意見に基づき、「市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施する場合等」を記述</p>
3-4-2	98	<p>第4章 避難住民等の救援措置</p> <p>第2節 救援の実施</p> <p>3 医療の提供及び助産</p> <p>(1)救急救助、傷病者の搬送</p> <p>②傷病者搬送の手順</p> <p>イ 傷病者搬送の要請</p> <p>(ウ)県は、～県防災ヘリコプターや救急医療用ヘリコプターを手配するとともに～。</p>	<p>第4章 避難住民等の救援措置</p> <p>第2節 救援の実施</p> <p>3 医療の提供及び助産</p> <p>(1)救急救助、傷病者の搬送</p> <p>②傷病者搬送の手順</p> <p>イ 傷病者搬送の要請</p> <p>(ウ)県は、～県防災ヘリコプターを手配するとともに～。</p>	<p>救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を追加</p>

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
3-6-2	116	<p>第6章 情報の収集・提供 第2節 安否情報の収集・提供 1 情報の収集 (1)避難所等において避難住民等から収集する情報 ① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ⑤ 国籍(日本国籍を有していない者に限る) ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る) ⑦ 居所 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑩ <u>照会に対する同意の有無</u></p> <p>(2)死亡した住民に<u>関し</u>収集する情報 上記①～⑥に加えて ⑦ 死亡の日時、場所及び状況 ⑧ 死体の所在 ⑨ <u>連絡先のほか、必要な情報</u> ⑩ <u>照会に対する同意の有無</u></p>	<p>第6章 情報の収集・提供 第2節 安否情報の収集・提供 1 情報の収集 (1)避難所等において避難住民等から収集する情報 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ⑤ 国籍(日本国籍を有していない者に限る) ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る) ⑦ 居所 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>(2)死亡した住民<u>から</u>収集する情報 上記①～⑥に加えて ⑦ 死亡の日時、場所及び状況 ⑧ 死体の所在</p>	安否情報収集の様式との整合
4-3-1	121	<p>第4編 県民生活の安定編 第3章 生活基盤等の確保のための措置 第1節 事業者等が実施する措置 1 ライフライン事業者が行う措置 <u>(3)下水道管理者が実施する措置</u> <u>下水道管理者である地方公共団体は、その国民保護計画に基づき、以下例示する下水処理を安定的に行うために必要な措置を実施するものとする。</u> ①下水処理の支障の予防に必要な措置 ②<u>県、市町村等関係機関との連携体制の確立</u></p>		重要なライフラインである下水道について、部局からの意見に基づき新規に記述
6-1	128	<p>第6編 緊急対処事態対処編 第1章 埼玉県が想定する緊急対処事態とその対処措置 1 想定する事態について (1)多数の人が集合する施設に<u>放射性物質、生物剤及び化学剤が大量</u>散布された事態</p>	<p>第6編 緊急対処事態対処編 第1章 埼玉県が想定する緊急対処事態とその対処措置 1 想定する事態について (1)多数の人が集合する施設に<u>毒性物質(サリン)</u>が大量散布された事態</p>	サリン以外の放射性物質、生物剤、化学剤についてもマニュアルの策定を検討する必要があるため追加

編-章-節	ページ	新	旧	変更理由
		2 県緊急対処事態対策本部の設置 (略) 削除	2 県緊急対処事態対策本部の設置 (略) なお、県緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、 第3編第1章に準じるものとする。	緊急対処事態等対策本部の部も 全て立ち上げることに変更したた め、国民保護対策本部との違いが なくなったため、削除